| 基本目標 | 基本方針 | 施策の方向性 | 取り組み | 内容 | 目標 | 担当課 | 対象地域 | 行動とともに活動する主な市民・団体など | 現行計画の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　市民の地域福祉活動などへの積極的な参加を図ろう～みんなで地域活動へ参加しよう！～ | (1)福祉に対する市民の意識づくり | ①地域福祉に関する積極的な情報提供 | 「広報みずなみ」、ホームページなどを通じた福祉・保健に関する情報提供 | 地域住民が福祉・保健に関する情報を得やすくするため、わかりやすい情報提供に努めます。また、SNS活用についても検討します。 | 情報提供の充実 | 社会福祉課 | 全市 | ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | | | | | 高齢福祉課 | | | A（ほぼ100%） |
| | | | | | | こども家庭課 | | | B（75%程度） |
| | | | | | | 健康づくり課 | | | A（ほぼ100%） |
| | | ②イベントなどを通じての普及・啓発の推進 | 福祉まつりの開催 | 地域福祉活動に関わる団体や多くの人に参加を呼び掛け、普及・啓発を図ります。 | 参加者及び各種団体、事業所の増加 | 社会福祉課 | 全市 | 市民、地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | | 健康まつりの開催 | 市民の健康づくりに対する意識向上のために医師健康相談、歯科検診、薬の相談、食生活などのコーナーを設置して啓発に努めます。 | 参加者及び各種団体、事業所の増加 | 健康づくり課 | 全市 | 市民、地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者 | B（75%程度） |
| | | | 施設の行う地域交流事業の情報提供 | 広報紙やホームページなどの活用により、施設の行う地域交流事業の情報提供などに努めます。 | 情報提供の充実 | 社会福祉課 | 地区 | 地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会 | C（50%程度） |
| | | | | | | 高齢福祉課 | | | A（ほぼ100%） |
| | | ③市民が地域福祉に関する話し合いに積極的に参加できる仕組みづくり | 連合自治会と民生委員・児童委員協議会の意見交換会の開催 | 連合自治会と民生委員・児童委員協議会による地域福祉などの意見交換会を開催します。 | 継続と内容の充実 | 社会福祉課 | 全市 | 地域活動団体 | E（0%） |
| | | | | | | 市民協働課 | | | E（0%） |
| | | | 市民からの情報発信の環境整備の支援 | 市のホームページに地域のまちづくりコーナーを設置し、各地区まちづくりのホームページや広報紙を掲載し、情報発信していきます。 | 閲覧件数増加の工夫 | 企画政策課 | 全市 | 地域活動団体、ボランティア団体、NPO | A（ほぼ100%） |
| | | | 各地区町民会議の開催 | 青少年育成を目的とした町民運動会・地域交流会などを協議し、関係団体で実践します。 | 内容の充実 | 生涯学習課 | 小地域、地区 | 地域活動団体 | E（0%） |
| | | ④福祉教育の充実 | 福祉教育と交流事業の充実 | 福祉に関わる学習や交流事業を開催します。 | 小中学校への講座実施 | 社会福祉課 | 地区 | 社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | | 学校における福祉教育の充実 | 総合的な学習の時間における「福祉」の学習の充実と交流を行います。 | 継続と内容の充実 | 学校教育課 | 全市 | 社会福祉協議会 | A（ほぼ100%） |
| | | | 公民館を利用した子ども向け講座の開催 | 郷土愛を育み、地域福祉につながるような講座を開催します。 | 講座実施 | 生涯学習課 | 全市 | ボランティア団体、NPO | A（ほぼ100%） |
| | | | 中学生職場体験の実施 | 中学生の職場体験を行う中で、福祉に興味のある生徒の職場体験先と福祉施設との連携を図ります。 | 継続と内容の充実 | 学校教育課 | 全市 | 事業者 | A（ほぼ100%） |
| | | ⑤子どもの体験学習などの機会の充実 | ふれあい体験の実施 | 各幼児園・保育園において地域の小中学生の体験学習や職場体験、ボランティアなどを積極的に受け入れ、ふれあいの機会づくりを行います。 | 小中学生の参加の増加 | こども家庭課 | 地区 | ボランティア団体、NPO | C（50%程度） |
| | | ⑥あいさつ運動、声かけ運動の推進 | 街頭指導活動の推進 | 青少年育成町民会議や東濃西部少年センター等によるあいさつ、声掛け運動を支援します。 | 地域での見守り活動の推進 | 生涯学習課 | 地区<br>全市 | 地域活動団体 | A（ほぼ100%） |
| | | | 住民主体による地域福祉活動（見守り活動など）の支援 | 民生委員・児童委員、福祉委員や長寿クラブによる見守り活動を支援します。 | 見守り活動の継続と活動地域の拡大 | 社会福祉課 | 地区 | 市民<br>地域活動団体<br>社会福祉協議会 | C（50%程度） |
| | | | | | | 高齢福祉課 | | | A（ほぼ100%） |
| | | ⑦地域の特性を活かした支え合い活動の推進 | 地域福祉や福祉活動の情報収集と情報提供 | 先進事例を収集し、地域に合った福祉活動を検討し新しい活動への取り組みに対して支援を図ります。 | 福祉団体との意見交換の実施 | 社会福祉課 | 地区<br>全市 | 地域活動団体、社会福祉協議会 | A（ほぼ100%） |
| | | ⑧男女が共に参画できる地域活動などの推進 | 男女共同参画に関する学習会の開催 | 男女共同参画に関する意識の普及、啓発のために講演会や学習会を開催します。 | 男女共同参画意識の普及高揚 | 市民協働課 | 地区<br>全市 | 地域活動団体、ボランティア団体 | B（75%程度） |
| | | | 慣習・しきたりなどの見直しに向けた啓発 | 家庭や地域、職場などに根強く残る「性別による固定的役割分担意識」を解消するための啓発を行います。 | 固定的役割分担意識の解消 | 市民協働課 | 全市 | 地域活動団体、ボランティア団体 | B（75%程度） |

| 基本目標 | 基本方針 | 施策の方向性 | 取り組み | 内容 | 目標 | 担当課 | 対象地域 | 行政とともに活動する主な市民・団体など | 現行計画の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (2)地域における交流や生きがいづくりの推進 | ①世代間交流の推進 | 地域交流活動の実施（保育園・幼児園） | 公民館活動や長寿クラブ活動への積極的な参加及び福祉施設訪問を実施します。 | 全園における交流 | こども家庭課 | 地区 | 地域活動団体 | C（50%程度） |
| | | | 高齢者と子どもの交流の実施 | 三世代交流事業や祖父母参観を実施します。 | 全園における計画的な実施 | こども家庭課 | 地区 | 市民、地域活動団体 | C（50%程度） |
| | | | 親子交流・世代間交流事業などの開催 | 公民館事業の寿大学・文化祭などにおいて学習内容を検討し、交流を図ります。 | 継続 | 生涯学習課 | 地区、全市 | 地域活動団体 | B（75%程度） |
| | | | まちづくり活動を通じての世代間交流の推進 | 各地区のまちづくり推進組織が実施する事業を通じて、子どもから高齢者までが気軽に交流できる機会を提供します。 | 8地区での実施 | 市民協働課 | 地区 | 地域活動団体 | B（75%程度） |
| | | | 地域学校協働活動の実施（小学校・中学校） | 「地域と共にある学校」づくりを目指し、学校の学習や行事・地域の行事における相互校長交流などを通して、学校と地域が円滑に連携できるような必要な支援を行います。 | 全小中学校での実施 | 学校教育課 | 地区 | 地域活動団体 | A（ほぼ100%） |
| | | | | | | 生涯学習課 | | | A（ほぼ100%） |
| | | | | | | 市民協働課 | | | |
| | | ②いきいきサロンの拡大 | いきいきサロンの開催支援 | 地域住民が気軽に集える場所づくりを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」を進めるいきいきサロンの開催を支援します。 | 継続 | 社会福祉課 | 小地域、地区 | 社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | | | | | 高齢福祉課 | | | A（ほぼ100%） |
| | | ③高齢者・障がい者の社会参画への支援 | 生活支援の実施 | 要介護状態となることを防止する目的で地域包括支援センターと連携して生活援助や指導を実施します。介護保険法の改正による見直しを順次行います。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | 市民、事業者、地域活動団体、地域包括支援センター | A（ほぼ100%） |
| | | | 訪問指導の実施 | 日常生活に支援を必要とする方などを対象に、身体機能の低下防止や寝たきり予防を推進することを目的に訪問指導を行います。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | 地域包括支援センター | A（ほぼ100%） |
| | | | 認知症予防事業の実施 | 認知症の早期発見及び早期対応を目的に、認知症に関する相談や知識の普及、認知症予防の教室などを行います。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | 市民、地域包括支援センター | A（ほぼ100%） |
| | | | うつ予防・閉じこもり予防事業の実施 | 高齢者が要介護状態となることなく、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう地域包括支援センターと連携して、各種の健康教室を開催します。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | 地域包括支援センター | A（ほぼ100%） |
| | | | 長寿クラブの活動支援 | 長寿クラブ連合会及び単位長寿クラブにおいて、花壇づくり、健康体操、清掃作業など高齢者同士の交流推進や地域の社会奉仕活動、生きがいづくり・健康づくりのための活動を進めます。 | 会員の増加、生きがいづくり・健康づくりの推進 | 高齢福祉課 | 全市 | 市民 | A（ほぼ100%） |
| | | | 老人憩いの家による介護予防事業の開催 | 高齢者が心身共に健康で、生きがいを持って生活できることを目的として開催します。 | 会員の増加、活動内容の充実 | 高齢福祉課 | 全市 | 市民<br>社会福祉協議会 | A（ほぼ100%） |
| | | | シルバー人材センターの運営支援 | 安定的・継続的な運営のための支援を行います。 | 登録会員の増加、就業機会の開拓推進 | 高齢福祉課 | 全市 | 市民 | A（ほぼ100%） |
| | | | 障がい者スポーツ・レクリエーション活動への支援 | 身体障害者福祉協会スポーツ大会運営を支援します。高齢化等に伴う参加者減をふまえ、参加対象者や競技内容等の大会のあり方を検討していきます。 | 継続 | 社会福祉課 | 全市 | 地域活動団体 | B（75%程度） |
| | | | 障がい者の社会参加活動への支援 | 就労関係機関と連携しながら、障がい程度等に応じた就労支援を行います。また、身体障害者福祉協会による社会参加促進事業を支援し交付金を交付します。社会参加を阻む社会的障壁を取り除くため、移動手段の確保や参加しやすい環境づくりの対応策を検討します。 | 継続 | 社会福祉課 | 全市 | 地域活動団体 | B（75%程度） |
| | | | | | | 社会福祉課 | | | B（75%程度） |

| 基本目標 | 基本方針 | 施策の方向性 | 取り組み | 内容 | 目標 | 担当課 | 対象地域 | 行政とともに活動する主な市民・団体など | 現行計画の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 障がい者の芸術・文化活動の活性化への支援 | 障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づき、福祉・文化・教育関係部局が連携しながら、鑑賞・製作・発表の機会の拡充を図ります。 | 継続 | 生涯学習課<br>スポーツ文化課 | 全市 | 地域活動団体 | A（ほぼ100%）<br>B（75%程度） |
| | | | 交流及び共同学習の推進 | 障がいのある児童と障がいのない児童とが、日常的な交流や共同体験を通じて互いに理解を深め合い、共に豊かな人間性を育むことができるよう、特別支援学級と通常学級、小中学校と特別支援学校など学校内や学校間などにおいて交流及び共同学習の推進を図ります。また、地域にある福祉関係施設との交流を進めます。 | 継続と内容の充実 | 学校教育課 | 全市 | 事業者 | A（ほぼ100%） |
| | | ④生涯学習の推進 | 寿大学の開催 | 公民館主催の高齢者学級であり、健康で生きがいのある人生を創造するための生涯学習の場として実施します。 | 継続と内容の充実 | 生涯学習課 | 地区、全市 | 市民 | A（ほぼ100%） |
| | | | 図書館での情報とサービスの提供 | 図書館において、録音図書、点字図書や拡大図書、視聴覚資料などを充実します。また、高齢者・障がい者への宅配サービスをボランティアの協力を得て実施します。 | 継続と内容の充実 | 生涯学習課 | 全市 | ボランティア団体<br>NPO | A（ほぼ100%） |
| | | ⑤地域での子育て支援の充実 | 地域子育て支援センター事業の実施 | 市内4か所の子育て支援センターにおいて、育児相談、育児サロン、親子教室、子育てサークル育成などを実施します。 | 充実 | こども家庭課 | 地区 | 市民 | B（75%程度） |
| | | | 子育て支援講座の実施 | 親子を対象にして子育て支援となるような講座を開催します。 | 講座実施 | 生涯学習課 | 地区<br>全市 | ボランティア団体、NPO | D（25%程度） |
| | | | 児童館での子育て事業の実施 | 市内4か所の児童館において、子育て相談、親子教室などを実施します。 | 継続 | こども家庭課 | 全市 | 社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | ⑥地域の外国人への支援 | 多文化共生の推進 | 地域の外国人が地域で安心して生活できるよう日本や地域の理解を深めるための支援に努めます。 | 継続 | 生涯学習課 | 全市 | ボランティア団体、NPO、事業者 | C（50%程度） |
| | （3）地域にある資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備） | ①地域の拠点づくり | 地域の活動拠点づくりの検討 | 公共施設や地域の空き施設を有効活用するなど、地域の福祉団体が中軸となり、地域住民のふれあいや、福祉活動ができるような拠点づくり、組織づくりの検討をします。 | 福祉団体と地域住民との連携 | 社会福祉課 | 地区 | 事業者<br>社会福祉協議会 | E（0%） |
| | | | 老人憩いの家 | 高齢者の健康増進、教養の向上に役立てるために市内3箇所で運営します。 | 利用者の増加、活動内容の充実 | 高齢福祉課 | 全市 | 市民、社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | | 福祉関連事業者の活用の検討 | 地域の福祉関連事業者を活用した地域の拠点づくり、組織づくりを検討します。 | 地域の拠点づくりの検討 | 社会福祉課 | 地区 | 事業者、社会福祉協議会 | E（0%） |
| | | ②子どもの居場所づくり | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 小学校1年～6年生までの児童を対象に、授業終了後適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図る放課後児童クラブを支援します。 | 受け皿の確保 | こども家庭課 | 地区 | 地域活動団体、NPO | B（75%程度） |
| | | | 児童館の運営 | 児童健全育成を目的とした、市内4館の児童館を、指定管理者制度を活用して運営します。 | 利用者の増加 | こども家庭課 | 全市 | | B（75%程度） |
| | | | 子ども食堂の運営支援 | 地域における子どもの居場所づくりと、子どもと地域住民との交流の促進を図るため、子ども食堂を開設及び運営する団体を支援します。 | 運営団体の増加 | こども家庭課 | 全市 | 地域活動団体 | B（75%程度） |

| 基本目標 | 基本方針 | 施策の方向性 | 取り組み | 内容 | 目標 | 担当課 | 対象地域 | 行政とともに活動する主な市民・団体など | 現行計画の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 児童遊園地の整備 | 定期点検と修繕の実施により、安心・安全な児童遊園地の環境整備を図ります。<br>また、維持管理や軽微な修繕は原材料の支給により、各地区に依頼します。 | 継続 | こども家庭課 | 地区 | 地域活動団体 | A（ほぼ100%） |
| | | | 都市公園遊具の整備・更新 | 定期点検を年１回行うとともに、安心して安全に利用できる公園環境を維持します。 | 継続 | 都市計画課 | 地区 | 地域活動団体 | A（ほぼ100%） |
| | | ③宅老所の整備支援 | 宅老所事業の支援 | ボランティアの人たちと協働し、宅老所における活動を支援します。 | 継続 | 高齢福祉課 | 地区 | 市民、ボランティア団体、NPO | A（ほぼ100%） |
| | (4)ボランティア・市民活動団体の活動の推進 | ①ボランティア活動などに対する情報提供の充実 | 広報紙、ホームページの積極的活用 | 広報紙などの媒体を活用し、ボランティア活動の情報提供を図ります。 | 情報提供の充実 | 社会福祉課 | 全市 | ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会 | A（ほぼ100%） |
| | | ②ボランティア活動などに参加しやすい仕組みづくりの検討 | 社会福祉協議会を軸とした関連団体などとの連携 | 福祉団体やNPO法人などに対する各種ボランティアの紹介や講座の開催など、社会福祉協議会の活動を支援します。 | 福祉関連団体などに対する連携強化 | 社会福祉課 | 地区、全市 | ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会 | A（ほぼ100%） |
| | | | 市民活動補償制度の設置 | 市民活動に安心して従事できるよう補償制度を運用します。 | 地域活動の活性化 | 市民協働課 | 全市 | 地域活動団体、ボランティア団体、NPO | A（ほぼ100%） |
| | | ③ボランティア・市民活動センター機能の充実 | ボランティア・市民活動センターの支援 | ボランティア・市民活動センターの周知を図ると共に、社会福祉協議会と協力しボランティア活動を支援します。 | 団体数、参加者拡大 | 社会福祉課 | 全市 | 社会福祉協議会 | A（ほぼ100%） |
| | | ④子どものボランティア活動などへの参加推進 | 子ども会連合会との連携 | 地域でのボランティア活動ほか、インリーダー研修会の開催、中央公民館文化祭への協力など、子ども会連合会の活動支援を通じて活性化を促します。 | 子ども会連合会と単位子ども会との連携強化 | 学校教育課 | 地区、全市 | 地域活動団体 | A（ほぼ100%） |
| | | | ジュニアリーダーズクラブの指導・活用 | 高校生を対象とし、インリーダー（小学生）を指導する人材の育成のため、子ども会連合会の活動支援を通じてジュニアリーダー活動の活性化を促します。 | ジュニアリーダーズクラブへの参加啓発 | 学校教育課 | 全市 | 地域活動団体 | D（25%程度） |
| | | | 中学校との連携 | 中学生に対し、ボランティアとして公民館行事への参加を推進し、地域の一員としての自覚を促します。 | 中学校と地域との連携強化 | 生涯学習課 | 地区<br>全市 | 地域活動団体 | A（ほぼ100%） |
| | | ⑤自治会活動などへの支援 | 地域活動の活性化支援 | 転入者への自治会加入の呼び掛けや、住民に対する地域活動への参加を推進し、地域の一員としての自覚を促します。 | 自治会活動の活性化 | 市民協働課 | 地区 | 地域活動団体 | C（50%程度） |

| 基本目標 | 基本方針 | 施策の方向性 | 取り組み | 内容 | 目標 | 担当課 | 対象地域 | 行政とともに活動する主な市民・団体など | 現行計画の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2　地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう<br>～みんなで支え合い、助け合おう！～ | (1)地域における活動組織のネットワークづくり | ①ネットワークづくりの推進 | 地域ネットワークづくりの支援 | 地域単位において、地域活動団体、ボランティア団体、NPOなどで構成される互いの協力と助け合いを目的とするネットワークづくりを支援します。 | 定期的な意見交流の実施 | 社会福祉課 | 地区 | 地域活動団体、ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会 | C（50%程度） |
| | | | 子育て支援ネットワークづくりの推進 | 子ども・子育て会議を活用し子育てに関係する地域活動団体との意見交換を行い、子育て家庭の現状・課題の確認、情報の共有などを行います。 | 連携強化 | こども家庭課 | 全市 | 地域活動団体 | B（75%程度） |
| | | | 非行防止活動などネットワークづくり | 青少年育成市民会議の実践活動を通じ、情報交換・活動交流を行い、ネットワークづくりを進めます。 | 継続 | 生涯学習課 | 地区、全市 | 地域活動団体 | A（ほぼ100%） |
| | | ②地域福祉団体の相互連携の支援 | 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員と民生委員・児童委員との連携支援 | 地域活動を行う関係者が円滑に協働できるように連携を支援します。 | 連携支援 | 社会福祉課 | 地区、全市 | 市民、地域活動団体、ボランティア団体、NPO | E（0%） |
| | | | 地域活動団体間の連携支援 | 地域単位のまちづくり推進組織を通じて、関係者・団体などの提携を図ると共に、サポート体制の強化を図ります。 | 連携支援 | 市民協働課 | 全市 | 地域活動団体、ボランティア団体、NPO | B（75%程度） |
| | | ③社会資源のネットワークづくりへの働きかけ | 療育機能の強化 | 専門医療・療育などが必要な児童については、医療機関、保健所、子ども相談センターなど関係機関との連携を密にし、早期からの支援と、健康づくり課・幼児園・学校へと一環した療育指導に努めます。 | 継続 | こども家庭課 | 全市 | 社会福祉協議会 | A（ほぼ100%） |
| | | | 専門機関など幅広い障がい者福祉ネットワークの確立 | 瑞浪市地域総合支援協議会の定期的・継続的な開催や東濃圏域で行う各種会議の活用等により、各分野の関係機関の連携強化と協働意識の定着を図ります。 | 継続・連携強化 | 社会福祉課 | 全市 | ボランティア団体、NPO、基幹相談支援センター、事業者、社会福祉協議会 | C（50%程度） |
| | | | 医療機関と連携した高齢者の支援 | 可能な限り住み慣れた地域で生活するために、地域在宅医療と介護の連携を推進していきます。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | 地域包括支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、事業者 | B（75%程度） |
| | (2)地域のつながりを支える団体などの活動推進 | ①社会福祉協議会への支援 | 社会福祉協議会への運営支援 | 地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会への運営支援を行うことにより、福祉サービスの充実やボランティアの育成を推進します。 | 継続 | 社会福祉課 | 地区、全市 | 社会福祉協議会 | A（ほぼ100%） |
| | | ②地域の福祉を支える団体などへの支援 | 民生委員・児童委員協議会への支援と連携 | 民生委員・児童委員協議会は、行政の関係部署とのパイプ役として重要な役割を担っており、行政として活動支援を行います。 | 行政と民生委員・児童委員協議会との連携強化 | 社会福祉課 | 地区、全市 | 地域活動団体 | A（ほぼ100%） |
| | | ③地域活動団体やボランティア団体などへの支援 | 長寿クラブ連合会の活動支援 | 長寿クラブ連合会及び単位クラブにおいて、高齢者同士の交流推進や地域への社会奉仕活動、生きがいづくり・健康づくりのための活動支援を行います。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | 地域活動団体 | A（ほぼ100%） |
| | | | まちづくり推進組織による地域課題解消に向けた取り組み支援 | 夢づくり地域交付金を交付し地域独自の課題解消に向けた取り組みを支援します。 | 連携支援 | 市民協働課 | 地区 | まちづくり推進組織 | B（75%程度） |
| | | ④地域福祉に関わる事業者の機能と役割の強化 | 児童館の利用の多様化 | 児童館の多面的な利用を図ると共に、子どもだけでなく地域の人との協働による児童館活動の展開を図ります。 | 利用者の増加 | こども家庭課 | 地区 | 地域活動団体、社会福祉協議会 | B（75%程度） |

| 基本目標 | 基本方針 | 施策の方向性 | 取り組み | 内容 | 目標 | 担当課 | 対象地域 | 行政とともに活動する主な市民・団体など | 現行計画の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3　地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう～みんなが身近な地域で安心して暮らせるようにしよう！～ | (1)分野横断的な支援体制の充実 | ①ライフステージに応じた相談体制の充実 | 高齢者に関する相談および苦情などの相談の充実 | 市の窓口・地域包括支援センター及び電話での相談体制の充実に努めます。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | 地域包括支援センター | A（ほぼ100%） |
| | | | 健康教育・健康相談などの実施 | 地域包括支援センターと連携して、高齢者が集う場所での出前講座や健康相談などを実施します。 | 教室のあり方、開催方法を見直しによる、参加者増の促進 | 高齢福祉課 | 全市 | 地域包括支援センター 、地域活動団体（ スポーツ推進委員 ）、事業者 | A（ほぼ100%） |
| | | | 子育て相談（保育園・幼児園・児童館）の実施 | 保護者などの不安や悩みに対応するため、電話相談や面接相談を行います。 | 継続 | こども家庭課 | 地区 | 社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | | 子育て相談の充実 | 子育てに不安や悩みを持っている親子に対して相談、援助を実施します。 | 継続 | こども家庭課 | 全市 | | B（75%程度） |
| | | | 児童相談体制の整備 | 家庭児童相談員による相談体制を整えています。市で対処できないような困難ケースについては子ども相談センターと連絡を取りながら対応します。 | 相談体制の整備 | こども家庭課（子育て支援センター） | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 母子に対する健康など相談の実施 | 妊婦や乳幼児の健康・育児に対し保健師や管理栄養士、歯科衛生士が相談に応じます。 | 継続 | 健康づくり課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 岐阜県母子家庭など就業自立支援センターの周知 | 支援センター主催の事業を広報紙に掲載し、 周知を図ります。 | 情報提供の充実 | こども家庭課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 子育て世代包括支援センター事業 | 妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、母子保健と子育て支援の一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を提供することを目的に設置します。 | 連携の強化 | こども家庭課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | | | | こども家庭課 | | | A（ほぼ100%） |
| | | | 障がい者の就労相談支援の実施 | 障がい者就労・生活支援センターによる障がい者の就労相談を実施し、障がいの程度等に応じた就労支援を行います。 | 継続 | 社会福祉課 | 全市 | 事業者 | B（75%程度） |
| | | | 障がい者相談・療育体制の強化 | 関係機関の連携による障がいの早期発見・早期療育の定着化を図ると共に、成長段階に応じて切れ目のない支援を提供できるよう、総合的な相談支援体制の整備について検討を続けます。 | 療育に関する総合的な相談体制の整備 | こども家庭課 | 全市 | 社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | | 障がい者総合相談支援体制の強化 | 東濃5市共同設置・運営委託により平成31年度から東濃基幹相談支援センターが稼働しました。総合的・専門的に相談に応じる他、定期的・継続的な情報交換・情報共有、ケース検討会等による人材育成等を行い、東濃圏域の相談支援体制のさらなる強化を図ります。 | 継続 | 社会福祉課 | 全市 | 事業者、基幹相談支援センター | B（75%程度） |
| | | ②制度の狭間の問題への対応充実 | こころの健康相談事業等の周知 | こころの健康やひきこもりについての心配がある場合、精神科医師による相談を勧め、適切な助言をもらうよう促します。 | 継続 | 健康づくり課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | ひきこもり相談窓口の情報提供 | 岐阜県ひきこもり支援ガイドブックを活用し、窓口、支援先の紹介をします。 | 継続 | 社会福祉課 | 全市 | | B（75%程度） |
| | | | | | | 健康づくり課 | | | A（ほぼ100%） |
| | | | ひきこもりの人への支援 | ひきこもりの人の居場所づくりや、相談に応じて支援につなげます。 | 相談体制の整備 | 社会福祉課 | 全市 | 社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | ③生活困窮者対策の推進 | 生活困窮者支援体制の充実 | 生活困窮者自立支援法による自立相談を行い、生活困窮者の支援を行います。 | 支援体制の充実 | 社会福祉課 | 全市 | 社会福祉協議会 | A（ほぼ100%） |

| 基本目標 | 基本方針 | 施策の方向性 | 取り組み | 内容 | 目標 | 担当課 | 対象地域 | 行政とともに活動する主な市民・団体など | 現行計画の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 生活困窮者の早期発見及び支援体制の充実 | 家賃の滞納状況から生活困窮状況を把握し、福祉部局と連携して支援につなげます。 | 連携の強化 | 都市計画課 | 全市 | 社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | ④犯罪をした人等への社会復帰支援の充実 | 刑を終えて出所した人への支援 | 保護司会や更生保護女性の会など、刑を終えて出所した人の社会復帰を支援する団体の活動を支援します。 | 保護司会、更生保護女性の会の支援 | 市民協働課 | 全市 | 保護司会、更生保護女性の会 | B（75%程度） |
| | | | 地域生活定着支援センターとの連携による支援 | 支援センターと連携をして、出所後の生活ができるよう支援を行います。 | 連携の強化 | 社会福祉課 | 全市 | | E（0%） |
| | | ⑤保健・医療・福祉の相談機関のネットワーク | 地域総合支援協議会による障がい者相談体制の充実 | 保健・医療・福祉・教育・就労等の各分野の関係者が、よりよい支援体制づくりに向けて意見交換・協議を行います。定期的・継続的な開催により関係機関のネットワーク強化と協働意識の定着を図ります。 | 連携の強化 | 社会福祉課 | 全市 | 地域活動団体、基幹相談支援センター 、事業者、社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | | 要保護児童対策地域協議会の実施 | 要保護児童対策地域協議会において、各関連機関との連携強化を図ります。緊急を要する子どもの虐待については、 子ども相談センターに、DV相談に関しては女性相談センターと連携を取りながら対応します。 | 連携の強化 | こども家庭課 | 全市 | 地域活動団体 | A（ほぼ100%） |
| | | | 地域ケア会議の充実 | ケース検討を通じて多職種連携を行いながら、地域課題を把握し、その後の地域づくり・資源開発に活かせるよう会議を行います。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | 地域包括支援センター、地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会 | A（ほぼ100%） |
| | | ⑥同じ立場の人による相談体制づくり（ピアカウンセリングなど） | ピアカウンセリング体制の検討 | 介護者の集い、ピアカウンセリング、認知症介護者を対象とした認知症カフェなど、多様な相談が地域でできる体制を検討します。 | 相談体制の検討 | 高齢福祉課 | 全市 | 地域活動団体、社会福祉協議会 | A（ほぼ100%） |
| | | ⑦共生型サービスの推進 | 事業所に対する支援 | 共生型サービスを行う事業所の拡充を図るため、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所からの相談に対し、状況に応じ適宜対応します。 | 新規 | 社会福祉課 | 全市 | 事業者 | D（25%程度） |
| | | | | | | 高齢福祉課 | | | A（ほぼ100%） |
| | （2）情報提供の充実 | ①多様な情報の提供 | 介護保険及び高齢者福祉サービスの広報活動の充実 | ガイドブック・パンフレットなどを作成するとともに、住民や関係団体などに配布し、周知徹底を図ります。 | よりわかりやすいガイドブックの作成 | 高齢福祉課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 遊び場マップの活用 | 市内の遊園地、広場などの情報を掲載した遊び場マップを作成し、社会福祉課、保健センター、児童館で配布します。 | 内容の見直し | こども家庭課 | 全市 | | B（75%程度） |
| | | | 子育て支援総合ガイドブックの作成 | 子育てに役立つ情報・制度を1冊にまとめ、配布します。また、市内の子育て情報をホームページに掲載します。 | 内容の見直し更新 | こども家庭課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 子育て世帯へのバリアフリー情報提供 | 市内のバリアフリー情報をまとめ、ホームページに掲載します。 | 情報提供の充実 | こども家庭課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 仕事と子育ての両立のための情報提供 | 市の広報紙などに情報掲載、ロビー窓口にてパンフレットなどを配布します。また、相談窓口を開設し一人ひとりのニーズに合った情報を提供します。 | （市民アンケート）働きやすいまちだとう思う市民割合増 | 商工観光課 | 全市 | 事業者、ハローワーク多治見 | B（75%程度） |
| | | | 市ホームページの拡充 | サイト内検索機能による効率化及び携帯電話向けサイトの内容を検討します。 | 携帯電話向けサイトの充実、利用推進 | 企画政策課 | 全市 | ボランティア団体、NPO | A（ほぼ100%） |
| | | | 防災・防犯「絆」メールによる市民への防災・防犯情報の提供 | 「絆」メール等により、市民へ防災・防犯に関する情報提供を行います。 | 防災・防犯「絆」メールの登録者の増加 | 危機管理課 | 全市 | ボランティア団体、NPO | B（75%程度） |
| | | | 母子健康手帳アプリの充実 | 妊娠・出産・育児を記録と情報でサポートします。 | 情報提供の充実 | こども家庭課 | 全市 | | B（75%程度） |

| 基本目標 | 基本方針 | 施策の方向性 | 取り組み | 内容 | 目標 | 担当課 | 対象地域 | 行政とともに活動する主な市民・団体など | 現行計画の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ②情報の共有化の推進 | 高齢者などの情報弱者の支援 | 文字サイズ調整機能設置により、見やすさの向上を図ります。またサイト内検索機能による効率化を実施します。<br>音声による情報提供も活用します。 | 情報の双方向化の実現 | 企画政策課 | 全市 | ボランティア団体、NPO | A（ほぼ100%） |
| | | | 地域情報格差の解消 | 携帯電話通信網など民間インフラを活用します。 | 地域情報格差解消のため、民間の通信の利用推進 | 企画政策課 | 全市 | 事業者 | A（ほぼ100%） |
| | | ③地域の隅々まで福祉に関する情報が流れる仕組みづくり | 関係機関との連携・地域の教室などを通じた情報提供 | 随時、広報紙その他ちらし、ポスターなどを作成し、事業啓発します。開催する教室や相談会などの場で、普及啓発します。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | | | | 健康づくり課 | | | A（ほぼ100%） |
| | | | 民生委員・児童委員を通じた情報提供 | 民生委員・児童委員が担当する地域の要支援者に対し、定期的に訪問活動を実施し、福祉に関する情報の提供に努めます。 | 継続 | 社会福祉課 | 小地域、地区 | 地域活動団体 | B（75%程度） |
| | (3)福祉の人材確保 | ①ボランティアの育成 | 地域のITリーダーやボランティアの育成・確保 | 地域のITリーダーの育成確保に努め、ボランティアによる各地区まちづくりの情報発信を推進していきます。 | 全ての地域でのホームページの開設 | 企画政策課 | 全市 | 地域活動団体、ボランティア団体、NPO | A（ほぼ100%） |
| | | | 各種ボランティア講座の支援 | ボランティアを育成するために、社会福祉協議会が行う各種ボランティア講座の開催を支援します。 | 継続 | 社会福祉課 | 全市 | 社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | ②シルバーボランティアの育成・支援 | シルバーボランティアの育成支援 | 研修講座を開催するなど、シルバーボランティアとしての活動を推進し、地域で貢献する意識を高めるための活動を支援します。 | 継続 | 社会福祉課 | 全市 | 社会福祉協議会 | C（50%程度） |
| | | ③研修機会などの充実 | 各種養成研修への参加推進 | 障害者福祉サービスや相談支援の質の向上のため、各種養成研修に対し、サービス提供者の受講の推進を図ります。 | 研修機会の各事業所への情報提供の実施 | 社会福祉課 | 全市 | ボランティア団体、NPO、事業者、社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | ④専門分野の人材確保 | 専門分野の人材育成の検討 | 福祉分野の多様化に対応できる高度で幅広い知識を持つ人材育成を検討する。 | 事業者との情報交換 | 社会福祉課 | 全市 | 地域活動団体、事業者、社会福祉協議会 | D（25%程度） |
| | (4)サービスの質の向上 | ①福祉サービス評価事業の推進 | 保育サービス評価事業の実施 | 市内の保育園・幼児園における保育サービスの質の向上を図るため第三者評価を実施し、その結果をホームページなどで公表します。 | 市のホームページにおける利用者への情報提供 | こども家庭課 | 全市 | 事業者 | B（75%程度） |
| | (5)権利擁護の推進 | ①日常生活自立支援事業の推進 | 日常生活自立支援事業の利用推進 | 社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用推進を図ります。 | 継続 | 社会福祉課 | 全市 | 社会福祉協議会、地域包括支援センター | B（75%程度） |
| | | | | | | 高齢福祉課 | | | D（25%程度） |
| | | ②成年後見制度の利用促進 | 成年後見制度の利用促進 | 制度の周知や権利擁護相談、適切な市長申立を行います。また、利用促進基本計画を作成すると共に、国が示す中核機関の設置について東濃5市との協議を継続します。 | 継続 | 社会福祉課 | 全市 | 地域包括支援センター、NPO | A（ほぼ100%） |
| | | | | | | 高齢福祉課 | | | A（ほぼ100%） |
| | | ③虐待防止の推進 | 養育支援訪問事業 | 児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師、家庭児童相談員など専門職による相談や指導などの支援を行います。 | 虐待の早期発見と予防 | こども家庭課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 要保護児童対策地域協議会の機能強化 | 児童虐待・DV防止対策のため、要保護児童対策地域協議会における調整担当職員の資質向上及び専門性強化と、ネットワーク機関相互の連携強化や地域住民への周知を図る取り組みを実施します。 | 機能強化 | こども家庭課 | 全市 | 地域活動団体 | A（ほぼ100%） |

| 基本目標 | 基本方針 | 施策の方向性 | 取り組み | 内容 | 目標 | 担当課 | 対象地域 | 行政とともに活動する主な市民・団体など | 現行計画の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 子ども家庭総合支援拠点の設置 | 長期化、複雑化する児童虐待事例に対応するため、子ども家庭総合支援拠点を令和4年度までに設置します。 | 令和4年度までの設置 | こども家庭課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 子育て短期支援事業 | 児童の保護者が出産や病気などの社会的事由で一時的に家庭において養育できない場合に児童養護施設等で養育保護します。 | 虐待の早期発見と予防 | こども家庭課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 児童虐待対策の推進 | 日ごろから関係機関との情報交換を図り、健康づくり課、子育て支援センター、幼児園、学校、児童館などあらゆる場面で虐待の早期発見と予防に努めます。 | 連携強化 | こども家庭課 | 全市 | 市民、社会福祉協議会、警察 | A（ほぼ100%） |
| | | | | | | 健康づくり課 | | | A（ほぼ100%） |
| | | | | | | 学校教育課 | | | A（ほぼ100%） |
| | | | 高齢者虐待対策の推進 | 高齢者虐待の早期発見、関係機関との連携強化、その他必要な体制の整備に努めます。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | 地域包括支援センター、警察、事業者 | A（ほぼ100%） |
| | | | 障がい者虐待対策の推進 | 市町村虐待防止センターとして障がい者虐待に関する相談・通報に応じ、関係機関と連携しながら対応します。 | 継続 | 社会福祉課 | 全域 | 事業者、警察 | C（50%程度） |
| | | | 母子保健事業 | 母子保健事業を通じて要支援家庭の早期発見に努めます。 | 継続 | 健康づくり課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | ④福祉サービス全般に関する苦情解決の推進 | 苦情解決の周知 | 岐阜県社会福祉協議会に設置される福祉サービス運営適正化委員会の周知を行います。 | 県社会福祉協議会との連携強化 | 社会福祉課 | 全市 | 社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | | ＜保育園・幼児園＞苦情解決の推進 | 各保育園・幼児園に苦情申出窓口を設置し、苦情受付担当者及び第三者委員により苦情解決に努めます。 | 継続 | こども家庭課 | 地区 | 市民 | A（ほぼ100%） |
| | (6)生活環境の整備 | ①人にやさしいまちづくりの推進 | バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進 | 施設整備・改修に当たっては、高齢者・障がい者に配慮して行います。 | 施設の整備、改修に合わせたバリアフリー化の実施 | 都市計画課 | 全市 | | B（75%程度） |
| | | | 道路の整備 | 有蓋側溝を整備することにより、道路内の歩行者通行帯の確保を行います。道路改良事業にあたってはユニバーサルデザインに配慮し、歩道の段差や勾配など設計基準により整備していきます。 | 道路整備の継続及び橋梁を含む道路構造物の点検整備 | 土木課 | 全市 | 市民 | C（50%程度） |
| | | | 公園などの整備 | 市民の憩いの場である都市公園を安全・快適に利用できるようにするため、施設の整備改修に合わせたバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入を検討します。また、遊具等の安全点検を実施します。 | 都市公園利用者の快適性の向上及び遊具等の安全確保 | 都市計画課 | 小地域 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 駅周辺の整備 | バリアフリー化した瑞浪駅周辺において、引き続き適切な維持管理を行います。 | 歩行者などの快適性、安全性の確保 | シティプロジェクト推進課 | 小地域 | | B（75%程度） |
| | | ②子育てにやさしいまちづくりの推進 | 幼児園の整備 | 幼児園の改修、施設整備を実施します。 | 園児の安全、保育ニーズへの確保 | こども家庭課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 子育て支援センター親子教室の実施 | 保育園に併設する子育て支援センターにおいて、親子教室として、親子遊び・ふれあい体操・講習会などを実施します。 | 継続 | こども家庭課 | 全市 | | B（75%程度） |
| | | | 幼児園の園庭開放 | 未就園児とその保護者に園庭を開放します。 | 継続 | こども家庭課 | 地区 | | B（75%程度） |
| | | | 幼保合同活動事業の実施 | 施設の有効利用及び市民ニーズのために、1つの施設において、保育園児と幼稚園児を合わせた、合同活動を行います。 | 幼保一体化体制の市民、地域住民、保護者への理解と啓発 | 学校教育課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | | | | こども家庭課 | | | A（ほぼ100%） |

| 基本目標 | 基本方針 | 施策の方向性 | 取り組み | 内容 | 目標 | 担当課 | 対象地域 | 行政とともに活動する主な市民・団体など | 現行計画の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ③外出支援の充実 | 移動支援事業の充実（高齢者） | 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、移動支援事業の充実を図ります。 | 訪問型サービスDの検討 | 高齢福祉課 | 全市 | 市民 | D（25%程度） |
| | | | リフト付福祉タクシー事業の実施 | 一般車両を利用することが困難な高齢者や重度障がい者がリフト付タクシーを利用できるよう、事業者と委託契約をし、利用料を助成します。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | 事業者 | B（75%程度） |
| | | | 利用しやすい公共交通の運行 | 公共交通機関を総合的に見直し高齢者や障がい者にも利用しやすい公共交通体制を整備します。 | （市民アンケート）利用しやすい公共交通体制を整備 | 商工観光課 | 全市 | 事業者 | C（50%程度） |
| | | | 移動支援事業の充実 | 屋外での移動が著しく困難な障がい者の外出を支援します。 | 継続 | 社会福祉課 | 全市 | 事業者 | A（ほぼ100%） |
| | | | 重度心身障がい者（児）福祉タクシー事業の実施 | 年間24枚のタクシー利用券を交付し、基本料金相当額を助成します。 | 継続 | 社会福祉課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | ④住宅環境の整備 | 住宅修繕相談の実施 | 月1回、市役所市民相談室において住宅修繕相談を実施します。 | 月1回の実施 | 都市計画課 | 全市 | 事業者 | A（ほぼ100%） |
| | | | 障がい者の生活の場の確保 | グループホームなどを設置する事業者を支援し、多様な居住の場を選択できるよう取り組みます。 | 市内のNPOなどへの働き掛けの実施 | 社会福祉課 | 全市 | ボランティア団体、NPO、事業者 | C（50%程度） |
| | | | 日中活動の場の充実 | 一人ひとりの障がい程度に応じ、生活介護、就労支援などの日中活動の場を提供します。 | 継続 | 社会福祉課 | 全市 | 事業者 | A（ほぼ100%） |
| | | | 住宅改修の推進 | 障がい者の住環境整備のため、日常生活用具給付事業、障害者いきいき住宅改善助成事業により住宅改修費用を助成します。 | 継続 | 社会福祉課 | 全市 | | B（75%程度） |
| | | | 市営住宅の整備 | 実施計画に基づき、必要な改善や修繕を行います。 | 市営住宅長寿命化計画に基づく適切な維持管理 | 都市計画課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | ⑤就労支援の充実 | 企業誘致の推進 | 企業誘致のための情報発信、相談、企業立地奨励金の交付等により、市外企業の市内への進出、定着を促し、市内の雇用促進を図ります。 | 支援による立地企業数年間1件 | 商工観光課 | 全市 | | B（75%程度） |
| | | | 高校生の市内就職促進 | 市内企業を対象とした合同企業説明会の開催や企業ガイドブックを作成し、市内就職促進、職場の定着を図ります。 | 市内企業への就職者数増 | 商工観光課 | 全市 | 市内企業、ハローワーク多治見 | B（75%程度） |
| | | | 若者、生活困窮者、障がい者の就労支援 | それぞれの状況に合った支援を行います。 | 連携の強化 | 社会福祉課 | 全市 | 事業者、ハローワーク多治見 | C（50%程度） |
| | （7）防災・防犯などに備えた体制の整備 | ①緊急時、災害時に対する支援体制の充実 | 緊急通報装置（あんしんネットワークシステム）の設置 | 健康状態に不安を持つ一人暮らし高齢者などを対象に緊急通報端末機を設置して、急病や災害などの緊急時に迅速に対処し、日常生活の安全確認と不安解消を図ります。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | 市民、事業者、民生委員・児童委員 | A（ほぼ100%） |
| | | | 防災知識の普及・啓発 | 防災ガイドブック、ハザードマップなどを活用して住民の防災意識向上を図ります。 | 継続 | 危機管理課<br>土木課 | 小地域、地区、全市 | 市民、ボランティア団体、地域活動団体 | B（75%程度）<br>C（50%程度） |
| | | | 防災ネットワークの整備 | 「避難行動要支援者名簿」を作成し、民生委員・児童委員、区長に配布します。 | 避難行動要支援者名簿作成 | 社会福祉課 | 小地域、地区、全市 | 地域活動団体 | C（50%程度） |
| | | | | 地域が実施する防災訓練や要配慮者の見回り活動など安心安全活動を支援します。 | 継続 | 社会福祉課<br>危機管理課 | 小地域、地区 | 市民、地域活動団体 | E（0%）<br>B（75%程度） |
| | | | 地域の防災リーダー、自主防災組織の育成 | 地域住民により組織される自主防災組織や防災リーダー・防災士で組織される「みずなみ防災会」の育成を図ります。 | 地域で活動する防災リーダー、防災士の育成（防災リーダー養成講座の開催） | 危機管理課 | 小地域、地区、全市 | ボランティア団体、地域活動団体 | B（75%程度） |

| 基本目標 | 基本方針 | 施策の方向性 | 取り組み | 内容 | 目標 | 担当課 | 対象地域 | 行動することが活動する主な市民・団体など | 現行計画の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 災害時の避難行動要支援者支援体制の確保 | 避難行動要支援者支援体制の整備、市内福祉施設との連携を図ります。 | 避難行動要支援者名簿の整備、災害時の人員配置、対応などの検討、市内福祉施設との連携 | 社会福祉課 | 小地域、地区、全市 | 市民、地域活動団体、社会福祉協議会 | C（50%程度） |
| | | | 避難所の確保 | 指定避難所での集団生活が困難な障がい者などに対し、福祉避難所を確保すると共に、医療機関との連携による福祉用具や薬剤などを迅速に供給できる連絡体制の整備を図ります。 | 災害時の福祉避難所の確保、対応などの検討、市内福祉施設との連携 | 危機管理課<br>社会福祉課 | 全市 | 社会福祉協議会 | B（75%程度）<br>E（0%） |
| | | | 防犯・防災、緊急時の支援 | 防犯・防災面及び災害などの緊急時に各関係機関と連携した支援体制が取れるよう体制を整備します。 | 災害時など緊急時の支援 | 危機管理課 | 地区,全市 | 市民、事業者 | B（75%程度） |
| | | | 災害ボランティア連絡調整会議開催 | 災害発生時のボランティアの受入れ体制を整えるため、連絡調整会議を定期的に開催し、連携体制の強化を図ります。 | 定期的な開催による連携強化 | 社会福祉課 | 全市 | 社会福祉協議会 | E（0%） |
| | | ②防犯対策の推進 | 交通安全活動の実施 | 市民が交通事故の被害者・加害者にならないように交通安全活動を実施します。 | 継続 | 危機管理課 | 全市 | ボランティア団体 | B（75%程度） |
| | | | 防犯対策の実施 | 悪質な犯罪から市民を守るための地域安全推進活動を実施します。 | 継続 | 危機管理課 | 地区<br>全市 | ボランティア団体<br>地域活動団体 | B（75%程度） |
| | | | 交通安全施設の整備 | 交通安全対策に配慮した道路のカーブミラー、ガードパイプ、道路区画線などの整備を行います。 | 年間を通じた要望受け付け | 危機管理課 | 全市 | | B（75%程度） |
| | | | 交通安全教室の開催 | 市内の保育園、幼児園、小学校及び高齢者を対象に交通安全教室を開催します。 | 継続 | 危機管理課 | 地区<br>全市 | ボランティア団体<br>地域活動団体 | B（75%程度） |
| | | | LED防犯灯の整備 | 従来防犯灯からのLED防犯灯への設置替え及び地域住民からの要望箇所にLED防犯灯を設置します。 | 継続 | 危機管理課 | 小地域<br>地区 | 地域活動団体 | B（75%程度） |
| | | | 危険防止用資材の支給 | 自治会の要望を受け、危険防止用資材、看板などの資材を支給します。 | 継続 | 危機管理課 | 小地域<br>地区 | 地域活動団体 | B（75%程度） |
| | | | 関係団体との提携 | 生活安全推進のため活動する団体の代表者と警察関係者で協議会を構成し、防犯対策の推進を図ります。 | 的確な情報提供の実施 | 危機管理課 | 全市 | 地域活動団体 | B（75%程度） |

| 基本目標 | 基本方針 | 施策の方向性 | 取り組み | 内容 | 目標 | 担当課 | 対象地域 | 行政とともに活動する主な市民・団体など | 現行計画の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4　自殺予防のまちづくりを進めよう～誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指そう！～ | (1)自殺予防に関する5つの基本施策の推進 | ①住民への啓発と周知 | こころの健康に関する啓発 | 保健事業の中でこころの健康に関する啓発を実施していきます。 | 継続 | 健康づくり課 | 全市 | 東濃保健所 | A（ほぼ100%） |
| | | | 自殺予防週間を通じた啓発の実施 | 自殺予防週間に広報を活用した自殺予防対策、こころの健康に関する啓発、相談窓口の周知を行います。 | 継続 | 健康づくり課 | 全市 | 地域活動団体 | A（ほぼ100%） |
| | | | 子育て支援情報誌発行事業 | 子育てに関する情報や子育てに関する相談先が掲載されている子育て支援情報誌「にこにこ」を作成し、さまざまな子育て支援サービスや、子育て支援のPRを行います。 | 継続 | こども家庭課 | 全市 | 子育て支援関係機関 | A（ほぼ100%） |
| | | | こころの健康相談事業等の周知 | 精神科医師、保健所保健師による「こころの健康相談事業や、弁護士と臨床心理士による「法律とこころの相談会」を広報、HP、個別相談等にて周知します。 | 継続 | 健康づくり課 | 全市 | 東濃保健所、精神関係 | A（ほぼ100%） |
| | | ②生きることへの促進要因の支援 | 各種相談からの情報把握と共有体制の整備 | 健康・福祉・法律等の各課への多様な相談や地域関係機関からあげられる住民からの相談、困りごとを通じて、自殺リスクの高い人等を把握し、個人情報に留意しながら、関係機関の間で共有し、適切な支援へとつなげます。 | 継続 | 健康づくり課 | 全市 | 市民、東濃保健所、社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | | 健康相談 | 市民を対象に健康管理に関する個別相談を実施します。 | 継続 | 健康づくり課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | こころの体温計(メンタルヘルスチェック)による相談窓口周知 | HP、携帯・スマホから「こころの体温計」を活用して自身で健康チェックをし、相談窓口も確認できるシステムを周知します。・ちらしの配布（赤ちゃん訪問、乳幼児健診時等）・窓口配置。 | 継続 | 健康づくり課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 障がい者に関する相談の実施 | 障がい者の日常生活に関する各種相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整を行います。 | 継続 | 社会福祉課 | 全市 | 基幹相談支援センター | A（ほぼ100%） |
| | | | 結婚相談事業 | 結婚を希望する独身者に対し、誠意を持って相談に応じ、出会いのきっかけを応援、支援します。 | 月3回開催 | こども家庭課 | 全市 | 結婚相談員 | A（ほぼ100%） |
| | | | 各分野の会議における自殺対策の推進 | 虐待やDV、障がい福祉、医療、子育て支援等、自殺の原因との関連性が強い分野における各種会議において、自殺対策の視点を盛り込むと共に、情報共有や連携を図ります。【具体的な事業】・子ども・子育て会議 | 連携の強化 | こども家庭課 | 全市 | | D（25%程度） |
| | | | 家庭児童相談 | 家庭児童相談員による、子育て相談、養育指導、助言等を行い、児童の健全育成につなげます。また、DV相談やひとり親家庭等への自立支援に関する相談も実施しています。 | 継続 | こども家庭課 | 全市 | 子ども相談センター | A（ほぼ100%） |
| | | | 市民相談事業 | 市民相談窓口の周知に努めると共に、相談しやすい環境を整備します。 | 継続 | 市民協働課 | 全市 | | B（75%程度） |
| | | ③自殺対策を支える人材の育成 | 職員通常研修事業 | 本人へのメンタルヘルス研修、メンタルタフネス研修によるストレスの対処法や、管理監督者へのハラスメント防止研修等により働きやすい職場環境をつくるための研修を行います。 | 各研修を毎年1回以上開催 | 秘書課 | 職員 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 職員健康相談事業 | 職員のこころとからだの健康管理のため健康相談室を設置し、健康診断の結果やからだの不調についての悩みなどを相談できる体制を取っていきます。 | 毎月1回相談日を開設 | 秘書課 | 職員 | | B（75%程度） |

| 基本目標 | 基本方針 | 施策の方向性 | 取り組み | 内容 | 目標 | 担当課 | 対象地域 | 行政とともに活動する主な市民・団体など | 現行計画の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ゲートキーパー養成研修の開催 | 自殺の恐れがある人を早期に発見し、適切な対応を行えるゲートキーパーの役割を担う人材の研修会を開催します。 | 年1回実施 | 健康づくり課 | 全市 | 市民、民生委員・児童委員 | A（ほぼ100%） |
| | | | 関連研修会への積極的参加 | 自殺対策に関係する職員等が研修会に積極的に参加し、資質向上に努めていきます。 | 年1回実施 | こども家庭課 | 全市 | | E（0%） |
| | | | | | | 学校教育課 | | | A（ほぼ100%） |
| | | | 教職員のいじめや虐待対応のための研修実施 | 教員の諸会議において必要に応じた研修を毎年1回以上実施します。学校において伝達研修を行います。 | 毎年1回以上実施 | 学校教育課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | ④地域におけるネットワークの強化 | 民生委員・児童委員研修の実施 | 民生委員児童委員へ研修を通して自殺対策への意識向上を図ります。 | 専門性の向上 | 社会福祉課 | 全市 | 民生委員・児童委員 | B（75%程度） |
| | | | 瑞浪市地域総合支援協議会の開催 | 福祉・医療・教育・雇用等の障がい福祉関係機関が参集し、地域課題の情報共有、よりよい支援体制づくりに向けた意見交換を行います。 | 連携の強化 | 社会福祉課 | 全市 | 事業者 | B（75%程度） |
| | | | 要保護児童対策地域協議会 | 代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を開催し、児童虐待、DVなどの事例に対して、情報を共有し、対応します。 | 連携の強化 | こども家庭課 | 全市 | 子ども相談センター | A（ほぼ100%） |
| | | | 関係機関ケース会議の開催と支援 | 上記以外のケースで対応困難事例が生じた場合に関係課、関係機関が参集し対応策の検討などを協議し継続的に支援していきます。 | 連携の強化 | こども家庭課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 自殺対策にかかる連携体制づくり | 自殺対策に関する庁内各課のネットワークづくりを検討します。 | 連携の強化 | 健康づくり課 | 全市 | | C（50%程度） |
| | | ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育 | 不登校児童生徒支援 | 教育支援センターにおいて不登校児童生徒への支援と保護者への相談支援を行います。 | 継続 | 学校教育課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | スクールカウンセラー派遣 | 必要に応じ、岐阜県教育委員会にスクールカウンセラーの派遣を要請し、学校における教育相談にあたります。 | スクールカウンセラーの積極活用 | 学校教育課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 学級満足度調査 | 中学校1年生～3年生までの全生徒に、年2回学級の満足度等のアンケートを行い、その中で生徒の心配事などを把握し指導に活用します | 年2回以上のアンケート実施 | 学校教育課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | いじめ110番ダイヤルの設置 | いじめ110番ダイヤル啓発カードを児童生徒に配布し、24時間対応で相談にあたります。 | いじめ防止基本計画の見直し | 学校教育課 | 全市 | | B（75%程度） |
| | | | SOSの出し方についての指導の実施 | 全ての学校でスクールカウンセラーと共に、学級担任が児童生徒にSOSの出し方について指導します。 | 各学校、各学年1回実施 | 学校教育課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | (2)自殺予防に関する3つの重点施策の推進 | ①高齢者への支援強化 | 高齢者やその介護者への相談窓口 | 高齢者やその介護者の日常生活の困りごとの相談に対し、高齢福祉課及び各地域包括支援センターが対応します。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | 地域包括支援センター | A（ほぼ100%） |
| | | | 介護予防教室の開催 | 地域包括支援センターと連携し、介護予防教室を開催し、外出の機会を設けることで、うつ・閉じこもり予防につなげます。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | 地域包括支援センター | A（ほぼ100%） |
| | | | 高齢者支援事業 | 高齢者の就労支援や長寿クラブ等に対する活動支援を行い、高齢者の生きがいづくりにつなげます。<br>民間事業者や長寿クラブ等による独り暮らし高齢者に対する見守り活動を支援します。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | 地域包括支援センター、社会福祉協議会 | A（ほぼ100%） |

| 基本目標 | 基本方針 | 施策の方向性 | 取り組み | 内容 | 目標 | 担当課 | 対象地域 | 行政とともに活動する主な市民・団体など | 現行計画の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 認知症対策事業 | 認知症を正しく理解し、応援者となる認知症サポーター養成講座を開催します。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 認知症カフェの開催 | 認知症の人の介護者が社会から孤立しないよう、集いの場として認知症カフェなどの設置を推進し、精神的・肉体的負担軽減を支援します。 | 継続 | 高齢福祉課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | ②生活困窮者への支援強化 | 生活困窮者自立支援事業 | 生活に困窮している人や、今後困窮する恐れのある人の相談に対応し、状況に応じた支援及び自立した生活（就労）への支援を行います。 | 連携の強化 | 社会福祉課 | 全市 | 社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | | 生活保護業務 | 生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障すると共に、自立を助長します。また、受世帯の問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。 | 連携の強化 | 社会福祉課 | 全市 | 社会福祉協議会 | B（75%程度） |
| | | | 消費生活相談事業 | 多重債務による生活困窮者の相談を含む消費生活相談窓口の周知に努めます。また、相談の際には、適切な支援先につなげます。 | 継続 | 市民協働課 | 全市 | | B（75%程度） |
| | | ③子ども・若者への支援強化 | 子育て支援情報誌発行事業【再掲】 | 子育てに関する情報や子育てに関する相談先が掲載されている子育て支援情報誌「にこにこ」を作成し、さまざまな子育て支援サービスや、子育て支援のPRを行います。 | 継続 | こども家庭課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 妊娠期からの母子保健活動における相談支援 | 母子健康手帳交付時、相談、健診、教室、訪問等により母親が抱える健康問題を支援します。 | 継続 | 健康づくり課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 乳幼児健診、相談時における保健指導の実施 | 各保健事業で幼少期における健全なからだづくり（生活リズム等）に関する保健指導を実施していきます。 | 継続 | 健康づくり課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 結婚相談事業【再掲】 | 結婚を希望する独身者に対し、誠意を持って相談に応じ、出会いのきっかけを応援、支援します。 | 月3回開催 | こども家庭課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 多様な子育て支援事業の推進 | 保護者が安心して子育てできるよう、ファミリーサポートセンター事業や子育てに関する教室等、多様な子育て支援事業を実施します。 | 継続 | こども家庭課 | 全市 | | B（75%程度） |
| | | | 家庭児童相談【再掲】 | 家庭児童相談員による、子育て相談、養育指導、助言等を行い、児童の健全育成につなげます。また、DV相談やひとり親家庭等への自立支援に関する相談も実施します。 | 継続 | こども家庭課 | 全市 | 子ども相談センター | A（ほぼ100%） |
| | | | 養育支援訪問事業 | 児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師、家庭児童相談員など専門職による相談や指導などの支援を行います。 | 虐待の早期発見と予防 | こども家庭課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 若者世代へのこころの体温計と相談窓口等の周知 | 若い世代の健（検）診、相談、訪問時に「こころの体温計」の紹介や相談窓口を周知し、早期相談や対応へとつなげます。 | 継続 | 健康づくり課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | 不登校児童生徒支援【再掲】 | 教育支援センターにおいて不登校児童生徒への支援と保護者への相談支援を行います。 | 継続 | 学校教育課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | スクールカウンセラー派遣【再掲】 | 必要に応じ、岐阜県教育委員会にスクールカウンセラーの派遣を要請し、学校における教育相談にあたります。 | スクールカウンセラーの積極活用 | 学校教育課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |

| 基本目標 | 基本方針 | 施策の方向性 | 取り組み | 内容 | 目標 | 担当課 | 対象地域 | 行政とともに活動する主な市民・団体など | 現行計画の評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 学級満足度調査【再掲】 | 中1～中3までの全生徒に、年2回学級の満足度等のアンケートを行い、その中で生徒の心配事などを把握し指導に活用します。 | 年2回以上のアンケート実施 | 学校教育課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |
| | | | いじめ110番ダイヤルの設置【再掲】 | いじめ110番ダイヤル啓発カードを児童生徒に配布し、24時間対応で相談にあたります。 | 各いじめ防止基本計画の見直し | 学校教育課 | 全市 | | B（75%程度） |
| | | | SOSの出し方についての指導の実施【再掲】 | 全ての学校でスクールカウンセラーと共に、学級担任が児童生徒にSOSの出し方について指導します。 | 各学校、各学年1回実施 | 学校教育課 | 全市 | | A（ほぼ100%） |